

MCS税理士法人立川事務所通信

4月号 VOL. 152

MCS 税理士法人立川事務所

〒190-0023

立川市柴崎町3-11-4 東京ロジテック千代田ビル4階

電話：042-595-7671 F A X：042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp> mail.info@mcs-office.jp

相続専用 HP：<http://www.souzokushien110.com/>



えんまん

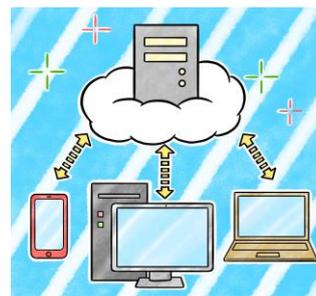
遺言相続支援センター

この4月、日本の成人年齢が18歳に引き下げられました。成年の定義が見直されたのは約140年ぶりだそうです。ところで「成年」とは、心身が十分に発達して一人前と認められる年齢のこと。年齢は単なる数字だという人もいますが、何をもって一人前とするのか、果たして自分は一人前なのか、自問自答する春です。

【DX投資促進税制が創設されました】

2021年度の税制改正でデジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制が創設されました。

これはデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものにしたたり、革新的なイノベーションをもたらせるためのものです。クラウド活用やサイバーセキュリティなど、デジタル関連投資を行うことにより企業に産業競争力をつけてもらう。それを後押しすべく、DXの実現に必要な投資を行った場合、特別償却または税額控除を受けられる制度です。具体的には2023年3月31日までに改正産業競争力強化法に定める事業適応計画の認定を受けた青色申告法人が、その計画に従って投資を行った際に、その取得価額の30%の特別償却または3%(グループ外の事業者との連携は5%)の税額控除を受けることができます。この制度を受けるためにはデジタル要件と企業変革要件の2つを満たす必要があります。デジタル要件はデータの連携やクラウド技術の活用などで、企業変革要件は生産性の向上または売り上げの上昇が見込まれることなどです。手続きの流れとしては、2023年3月31日までに事業適応計画の認定などの確認を受け、対象となる設備を取得し事業の用に供する必要があります。またこの後も計画の実施期間中は、報告書を提出し最終事業年度には成果目標の達成が求められます。



【#ワークマン女子】

「#ワークマン女子」とは作業服の専門チェーン店であるワークマンが展開する一般女性向けのショップです。「#」が表すのはインスタグラムなどのSNSでワークマンの情報を投稿するアンバサダーの存在。熱烈なファンであるアンバサダーは製品開発にも無償で協力し、ワークマンが得意とする高機能、低価格に加え、デザイン性もアップしたアイテムが学生や主婦に喜ばれています。作業服市場の限界を認識し真っ向から業態変更に挑戦、進化を遂げた姿はアツパレです。



